

容器保安規則による容器所有表示のシステム

高压ガス容器を所有した場合、高压ガス保安法及び、容器保安規則等において以下のように容器に表示を行うことが定められています。厳しい罰則規定が当事者及び所属企業代表者にも科せられると定められていますので、必ず遵守いただけますよう、お知らせ申し上げます。

① 高压ガス保安法

(表示)

第47条 容器を譲り受けた者は、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、その容器に、表示をしなければならない。その表示が滅失したときも、同様とする。

2 何人も、前項に規定する場合のほか、容器に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

第81条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4の8 第46条第1項若しくは第2項、**第47条第1項**、第54条第3項又は第56条の5第1項（第56条の6の15第1項及び第56条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の刻印若しくは表示をした者

※ 前所有者の刻印が残っている場合、所有者記号番号なしで特に表記をしていない場合はこれに当てはまる

② 容器保安規則

第四章 容器の表示

(表示の方式)

第10条 法第46条第1項の規定により表示をしようとする者（当該容器を譲渡することがあらかじめ明らかな場合における容器の製運又は輸入をした者を除く。）は、次の各号に掲げるところに従って行わなければならない。

（中略・1号・2号はガス’類による容器の塗色などの規定）

3 容器の外面に容器の所有者（当該容器の管理業務を委託している場合にあっては容器の所有者又は当該管理業務受託者）の氏名又は名称、住所及び電話番号（以下この条において「氏名等」という。）を告示で定めるところに従って明示するものとする。ただし、次のイ及びロに掲げる容器にあってはこの限りでない。

（文中イ・ロは自動車燃料用容器、以下省略）

（容器を譲り受けた者が行う表示）

第11条 法第47条第1項の規定により表示をしようとする者は、前条第1項第3号及び第4項の規定の例により行わなければならない。

③ 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示

(表示の方式)

第1条 （一部略）

2 規則第10条第5項の保安上支障がないものとして告示で定める方式は、次の各号に掲げる表示について、それぞれ当該各号に掲げるものとする。（一部略）

4 規則第10条第1項第3号に規定する氏名等の表示 次に掲げる方式
(一部略)

ホ **高压ガス保安協会**（以下「協会」という。）に氏名等を登録した者が所有する液化石油ガス以外のガスを充てんする容器にあっては、協会が付与した記号及び番号（以下「登録記号番号」という。）を当該容器の厚肉部分の見やすい箇所へ打刻する方式

※ ②容器規則中の二重下線の解釈で、管理業務の委託を契約された容器の明示は、当該管理業務受託者の氏名等を高压ガス保安協会に登録した者（③の告示第一条第2項第四号ホの定めによる）が、その当該管理業務受託者に付与した「登録記号番号」を打刻することで、保安上支障がないものとされています。つまり、容器を譲り受けた所有者は自分の氏名等を刻印する代わりに、すでに容器に刻印されている「登録記号番号」が付与された者と、管理業務の委託契約を行うことで、表示を改めることを免れることができると解釈されており、高压ガス保安協会の登録手続においても、代理登録の方法が提供されています。

参考に、容器保安規則にいう「氏名等」を協会への登録なしに行う場合の方法が基本通達に示されているので、以下にご紹介します。

④参考 基本通達：高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）

9 容器保安規則の運用及び解釈について

第10条関係

第1項第3号の「氏名等」の表示は以下のとおりとする。

① 液化石油ガスを充填する容器については、「氏名等」の表示を塗料又ははがれるおそれのないシールにより以下のように行うこととする。

（詳細省略）

② 液化石油ガス以外のガスを充てんする容器については、容器の厚肉部分の見やすい箇所に氏名等の表示を打刻することにより以下のように行うこととする。ただし、打刻することが適当でない容器については、他の薄板に打刻したものを取りないように容器の肩部その他見やすい箇所に溶接（製運に係る熱処理をする以前にするものに限る。）をし、はんだ付けし、又はろう付けしたものをもってこれに代えることができる。

イ 字体は角ゴシック、丸ゴシック又はレイ書体を標準とする。（日本工業規格 準）

ロ 文字一つの大きさは、3ミリメートル平方以上とする。

ハ 「住所」については、市町村名まで（東京都の場合にあっては区名まで）打刻することとするが、府県名（府県名と市名が同一の場合及び政令指定都市の場合に限る。）及び郡名は省略して差し支えないこととする。府県名と市名が同一の場合にあっては市名及び町名、政令指定都市の場合にあっては市名及び区名を刻印するものとする。

ニ 「電話番号」については市外局番から打刻するものとする。